

第二百十回国 参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第二号

令和四年十一月二日(水曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 古川 俊治君
理事 石井 正弘君
西田 昌司君
比嘉奈津美君
堀井 巖君
石川 大我君
谷合 正明君
石井 章君

委員

上月 良祐君
佐藤 啓君
中田 宏君
長峯 誠君
福岡 資麿君
藤井 一博君
舞立 昇治君
松川 るい君
松下 新平君
三浦 靖君
森屋 宏君
山下 雄平君
熊谷 裕人君
小西 洋之君
古賀 千景君
宮口 治子君

森屋 隆君

伊藤 孝江君

杉 久武君

山本 博司君

片山 大介君

中条きよし君

伊藤 孝恵君

浜野 喜史君

井上 哲土君

山下 芳生君

寺田 稔君

尾身 朝子君

中川 貴元君

佐藤 研資君

久保田正志君

大賀 眞一君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

(第二十六回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件)

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院

送付)

○最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(古川俊治君) ただいまから政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

この際、寺田総務大臣、尾身総務副大臣及び中川総務大臣政務官から発言を求められておりますので、これを許します。寺田総務大臣。

○国務大臣(寺田稔君) 総務大臣の寺田稔でございます。

公正かつ明るい選挙の実現に向けて、副大臣、大臣政務官、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、古川委員長を始め理事、また委員の先生方の御指導、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(古川俊治君) 尾身総務副大臣。

○副大臣(尾身朝子君) 総務副大臣の尾身朝子でございます。

寺田大臣を補佐し、全力を尽くしてまいります。古川委員長を始め理事、委員の皆様方の格段の御指導、御鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(古川俊治君) 中川総務大臣政務官の中川貴元でございます。

寺田大臣、また尾身副大臣を補佐し、全力を尽くしてまいりますので、古川委員長を始め理事、委員の先生方の格段の御指導を賜りますようお願いいたします。

○委員長(古川俊治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求め、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古川俊治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(古川俊治君) 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査を議題といたします。

本年七月に行われました第二十六回参議院議員通常選挙の執行状況及び選挙違反取締り状況につきまして、順次政府から報告を聴取いたします。

○国務大臣(寺田稔君) この機会に、第二十六回参議院議員通常選挙の結果の概要について御報告を申し上げます。

令和四年七月の十日に執行されました第二十六回参議院議員通常選挙は、同年七月二十五日の参議院議員任期満了によるものです。

今回の通常選挙に当たりましては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底いたしました。

有権者が安心して投票することができるよう、投票所等では、消毒液の設置、換気の徹底などの感染症対策を実施し、その内容を有権者にお知らせいたします。

けております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

続きまして、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査における審査権行使の機会を保障するため、在外投票を可能とするともに、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等の審査の投票の機会を確保するため、洋上投票等を可能とするなどの措置を講じようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、在外投票に関する事項であります。

国民審査について、在外選挙人名簿に登録されている審査人による投票を可能とし、在外選挙と同様、在外公館等における在外投票、郵便等による在外投票及び国内における投票を行うことができることとしております。

投票用紙には、点字による審査の投票に用いるものを除き、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対するバツの記号を記載する欄を設け、中央選挙管理会は、審査の告示の際に、審査に付される裁判官の氏名の告示順序を示す番号を告示することとし、審査人は、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自らバツの記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載

をしないで投票することとしております。

第二に、洋上投票等に関する事項であります。

遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等が衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙において行うことができるフアクシミリ装置を用いる投票方法である洋上投票等について、国民審査についても行うことができることとしております。

第三に、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知等に係る規定の整備、開票立会人の選任に係る規定の整備、審査分会立会人及び審査立会人の選任要件の緩和、投票等の保存に関する事務の合理化等を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(古川俊治君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時十六分散会

十一月一日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
- 一、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条の二第一項又は第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては令和五年四月九日、指定都市以外の市、町村及び特別区(以下この条及び第七条第一項において「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十三日とする。

2 令和五年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、指定都

市の選挙管理委員会にあつては同年一月八日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十二日までに、その旨を告示しなければならない。

- 3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会又は長（第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の指定都市又は市区町村の長であつて当該指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うべきを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

- 4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（同法第一百七十七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。）において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うべきを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

（告示の期日）

- 第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。
 - 一 都道府県知事選挙 令和五年三月二十三日
 - 二 指定都市の長の選挙 令和五年三月二十六日

- 三 都道府県及び指定都市（第七条第二項において「都道府県等」という。）の議会の議員の選挙 令和五年三月三十一日

- 四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十六日

- 五 町村の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十八日

（同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い）

- 第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。

（同時選挙）

- 第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び当該都道府県の知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び当該市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第一百九条第一項の規定により同時に行う。

- 2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第一百九条第二項の規定により同時に行う。この場合において、同法第二百十条第三項及び第二百十一条の規定は、適用しない。

- 3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百十七号）第十四条第一項の規定により公職選挙法第二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

（立候補の禁止）

- 第五条 第一条の規定により令和五年四月九日に行われる選挙（以下この項において「第一統一地方選挙」という。）又は公職選挙法第一百十条第四項の規定により第一統一地方選挙と同時に進行される地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第一百三十三条第三項の規定により第一統一地方選挙と同時に進行される地方公共団体の議会の議員の補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において同じ。）の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区において、第一条の規定により同月二十三日に行われる選挙（以下この項において「第二統一地方選挙」という。）、同法第一百十条第四項の規定により第二統一地方選挙と同時に進行される地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第一百三十三条第三項の規定により第二統一地方選挙と同時に進行される地

方公共団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第三十三条の二第二項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八十六条第九項（第三号に係る部分に限る。）、及び第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八十六条の二第七項（第二号に係る部分に限り、同法第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（寄附等の禁止期間）

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第九十九条の二及び第九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第九十九条の二第一項ただし書に規定する期間並びに同法第九十九条の五第一項ただし書、第二項及び第三項に規定する一定期間とは、同条第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 令和五年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前九十日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十二日」とあるのは、「同年一月八日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条 第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「氏名」を「氏名等」に改め、同条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「氏名」の下に「及び次項に規定する裁判官の氏名の告示順序を示す番号（以下「告示番号」という。）」を加える。

第五条の二第一項前段中「氏名」の下に「及び告示番号」を加える。

第八条中「選挙人名簿」の下に「及び在外選挙人名簿」を加える。

第十四条の見出しを「（投票用紙等の調製）」に改め、同条中「別記様式」を「総務省令で定める様式」に改め、同条に次の三項を加える。

点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、前二項の規定にかかわらず、総務省令で定める様式に準じて都道府県の選挙管理委員会（当該投票用紙のうち第十六条の四に規定する在外投票に用いるものにあつては、総務省令で定める様式により総務大臣）が調製しなければならない。

第十六条の三に規定する洋上投票等を行う場合における投票送信用紙には、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、指定市町村（公職選挙法第四十九条第七項又は第九項に規定する市町村をいう。第十六条の三において同じ。）の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて当該投票送信用紙を調製しなければならない。

第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙（点字による審査の投票に用いるものを除く。以下この項において同じ。）には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、総務大臣は、総務省令で定める様式により当該投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の二第三項及び第四項中「前条」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第十五条第一項中「投票用紙」を「投票用紙」に、「何等」を「何ら」に改める。

第十六条第一項中「点字」を「審査人は、点字」に、「においては、審査人は」を「には、前条第一項の規定にかかわらず」に、「その」を「自ら当該」に改め、「自ら」を削り、「何等」を「何ら」に改め、同条第二項を削る。

第十六条の二の次に次の二条を加える。

第十六条の三（洋上投票等） 審査人は、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による審査の投票（第二十二条第三項において「洋上投票等」という。）を行う場合には、第十五条第一項の規定にかかわらず、同法第四十九条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第九項に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

第十六条の四（在外投票） 審査人は、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項の規定による審査の投票（第二十二条第三項において「在外投票」という。）を行う場合には、第十五条第一項及び第十六条の規定にかかわらず、同法第四十九条の二第一項各号に規定する場所以いて、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで（第二十六条の規定によりその例によることとされる同項第一号の規定による審査の投票を行う場合（点字による審査の投票を行う場合に限る。）には、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで）、これを封筒に入れて同法第四十九条の二第一項第一号に規定する在外公館の長（第五十二条第四項において「在外公館の長」という。）に提出し、又はこれを同法第四十九条第二項に規定する郵便等により送付しなければならない。

第十九条第二項に次のただし書を加える。
ただし、開票管理者が、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、審査における開票立会人三人を選任した場合は、この限りでない。

第二十二条第一項中「投票」の下に「（点字による審査の投票を除く。）」を加え、同条第二項中「第十四条」を「第十四条第一項又は第二項」に改め、同条に次の四項を加える。

（洋上投票等又は在外投票（点字による審査の投票を除く。）で第一項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。投票送信用紙又は投票用紙に印刷された数字のいずれに対して×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

点字による審査の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
 - 二 審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したものと
 - 三 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
 - 四 審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの
 - 五 審査に付される裁判官の何人かを記載したかを確認し難いもの
- 審査に付される裁判官が二人以上の場合には、前項第四号又は第五号に該当する点字による審査の投票は、その記載のみを無効とする。

点字による審査の投票に、審査に付される同一裁判官の氏名の二以上の記載があるときは、これを一の記載とみなす。

第二十四条中「十年間これを」を「五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）」に改める。

第二十五条第一項中「これを」を削り、同条第二項中「第十三条」の下に「第十六条の二第一項本文」を加え、「第四十一条」を「から第四十一条まで（これらの規定を同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十一条第一項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあり、及び同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する同法第四十一条第一項中「選挙の期日の公示又は告示の日」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

第二十五条第四項中「第十九条第二項」を「第十九条第二項本文」に改め、「かかわらず」の下に「同項ただし書に規定する場合を除き」を加える。

第二十六条中「（公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除

く。）」を削る。

第二十七条第一項中「これを」を削り、同条第二項中「ものを以て、これに」を「者をもつて」に改め、同条第四項中「当該都道府県の区域内における第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、「第二十一条の」の下に「規定による」を加え、「立会の」を「立会いの」に改める。

第二十八条第二項中「報告」を「規定による報告」に、「十年間これを」を「五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）」に改める。

第三十条第一項中「これを」を削り、同条第二項中「以て、これに」を「もつて」に改め、同条第四項中「第八条の選挙人名簿に登録された」を「審査権を有する」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に改め、「前条の」の下に「規定による」を加え、「立会の」を「立会いの」に改める。

第三十一条第二項中「報告」を「規定による報告」に、「十年間これを」を「五年間（第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）」に改める。

第三十二条ただし書中「登録されている者」の下に「及び審査の告示の日現在において同条の在外選挙人名簿に登録されている者」を加える。

第四十七条中「掲げる」を「規定する」に改める。

第四十九条中「及び第二百五十五条」を「第二百五十五条及び第二百五十五条の二」に、「規定の中間表」を「規定の中間表の中欄」に、「ものは」を「字句は」に、「下欄のように」を「下欄に掲げる字句に」に改め、同条の表を次のように改める。

第二百二十七条	中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に規定する者

第二百二十八条第一項	投票した被選挙人の氏名	投票の内容	投票の内容
次条及び第二百三十二条	又は被選挙人の氏名	又は投票の内容	又は投票の内容
第四十九条第三項	は選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項
第二百三十一条第二項及び第二百三十二条	前項	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前条
第二百三十一条第二項	前項	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前項	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前項
第二百三十二条	前条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前条
第二百三十三条	前二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前二条
第二百三十四条	第二百三十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十五条、又は第二百三十二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条若しくは第四十六条又は同法第四十九条において準用する若しくは第二百三十二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条若しくは第四十六条又は同法第四十九条において準用する若しくは第二百三十二条

第二百三十七条第四項	中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員	最高裁判所裁判官国民審査法第四十条第二項前段に規定する者
第二百三十七条第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	投票の内容
第四十八条第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	投票の内容
第二百三十九条第三項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	投票の内容

<p>第二百三十七条の二第三項</p>	<p>略称</p>	<p>前項に</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前項に</p>
<p>第四十九条第三項</p>	<p>同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第三項</p>	<p>前項と</p>	<p>同法第四十九条において準用する前項と</p>
<p>第二百五十五条第一項</p>	<p>公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>第四十九条第一項</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第一項</p>
<p>公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>投票の内容</p>	<p>第四十八条第二項</p>	<p>同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項</p>
<p>公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>投票の内容</p>	<p>この章</p>	<p>同法第七章</p>
<p>第二百五十五条第二項</p>	<p>この章</p>	<p>第四十九条第二項</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第二十条</p>

<p>第六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第二項</p>	<p>第二百二十八条第一項及び第二百三十四条</p>	<p>同法第四十九条において準用する第二百二十八条第一項及び第二百三十四条</p>	<p>第四十九条第四項</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第四項</p>
<p>投票の内容</p>	<p>公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>第四十八条第二項</p>	<p>同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項</p>	<p>投票の内容</p>
<p>投票の内容</p>	<p>公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称</p>	<p>第四十九条第七項</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第七項</p>	<p>投票の内容</p>

名称若しくは略称	第四十八条第二項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項
公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	第四十八条第二項	投票の内容
この章	第四十九条第八項	同法第七章
この章	第四十九条第九項	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第九項
この章	第四十九条第九項	投票の内容
公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	第四十八条第二項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項
公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	第四十八条第二項	投票の内容

略称	この章	同法第七章
この章	第四十九条の二第一項第一号	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号
第百三十六条第一号、第二百二十一条第二項、第二百二十三条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百三十七条第四項に規定する選挙管理委員会の職員	この章	同法第七章
第百二十九条	第四十九条の二第一項第一号	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第一号
公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	第百二十九条	同法第四十九条において準用する第二百二十九条
公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	第四十八条第二項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項

項	第二百五十五条の二第三項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称 この章	項 投票の内容 同法第七章
	第四十九條の二第二項第二号	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六條の規定によりその例によることとされる第四十九條の二第一項第二号	
	第二百二十八條第一項及び第二百三十四條	同法第四十九條において準用する第二百二十八條第一項及び第二百三十四條	

第七章中第四十九條の次に次の一条を加える。

第四十九條の二（国外犯） 第四十四條及び第四十六條から第四十八條までの罪並びに前条において準用する公職選挙法第二百二十七條、第二百二十八條第一項、第二百二十九條、第二百三十條、第二百三十一條第一項、第二百三十二條、第二百三十四條及び第二百三十七條から第二百三十八條までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号） 第三條の例に従う。

第五十二條の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条中「政令の」を「氏名等」を「氏名その他政令で定める事項」に改め、同条に次の三項を加える。

中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させなければならない。

都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させるように努めなければならない。

在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、第二十六條の規定によりその例による

こととされる公職選挙法第四十九條の二第一項第一号の規定による審査の投票をしようとする審査人に知らせなければならない。

第五十四條第二項中「第三項、」を「第三項並びに」に改め、「並びに別記様式備考第二号」を削る。別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（適用区分）

第二条 この法律による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（以下この項において「新法」という。）の規定（新法第二十四條、第二十八條第二項及び第三十一條第二項の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後その期日を告示される審査（最高裁判所裁判官国民審査法第一条に規定する審査をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

2 次条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号） 第二十条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「とする」を「及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数とする」に改め、同条第二項中「国会議員の選挙」を「日本国憲法第九十五条の規定による投票」に、「とあるのは」を「及び当該国会議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数」とあるのは、「に改め、「に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」を削る。